東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定改正のお知らせ

平素より、東日本ダイレクトバンキングサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

2020年1月20日(月)から、セキュリティ強化のため、「ワンタイムパスワード」を導入することになりました。これに伴い、下記の通り東日本ダイレクトバンキングサービス取扱規定を改正しますので、ご案内いたします。

1. 規定改正日

2020年1月20日(月)

2. 改正内容

(1)第1条:スマートフォンを定義し使用可能機種を明確化

(2)第18条:ワンタイムパスワード利用に伴う規定を追加

(3)第27条:民法改正に伴う改正

改正内容の詳細につきましては、以下記載の新旧対照表をご参照ください。

以上

東日本ダイレクトバンギンク(以下「本サービス」といいます。) とは、インターネットの利用が可能なパーソナルコンピュータや モバイル機器(情報提供サービス対応携帯電話機を含みます。) 等の端末機(以下「端末機」といいます。)を利用し、契約者(以下、「お客さま」といいます。)からの各種取引の依頼を当行が受け付け、手続きを行う個人のお客さま向けサービスをいいます。 ※上記サービスは、株式会社 NTT データの「AnserParaSOL」サービスを利用して提供します。

東日本ダイレクトバンキングサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、

- (1) インターネットの利用が可能なパーソナルコンピューター(2) フラートフェン (京機能携帯端末 ト頭げれる インターネッ
- (2) スマートフォン(高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な電話機等)
- (3) モバイル機器(情報提供サービス対応電話機を含み、前述のスマートフォンは含みません。)

等の端末機(以下「端末機」といいます。)を利用し、お客さまからの各種取引の依頼を当行が受け付け、手続きを行う個人のお客さま向けサービスをいいます。

※上記サービスは、株式会社NTTデータの「AnserPar aSOL」サービスを利用して提供します。

第18条(ワンタイムパスワードの利用)

1. ワンタイムパスワードの内容

お客さまは、本サービスにおいて、スマートフォンを通じて提供するブラウザ上のアプリ(以下「ソフトウェアトークン」といいます。)により生成され表示された、一度限り有効な可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)による本人確認手続きを利用できます。また、スマートフォンの機種によっては、第18条第3項の定めにより生体認証機能をログイン時に利用することができます。

2. 利用開始手順

ワンタイムパスワードを利用する場合は、当行所定の方法により 利用画面上で申込手続きを行います。申込受付後、当行よりスマートフォンのメールアドレスにワンタイムパスワードアプリのダウンロード用URL情報を通知します。ワンタイムパスワードアプリの設定に従ってアプリをダウンロードし、初期設定を行った後、当行所定の方法によりワンタイムパスワード利用開始手続きを行うものとします。

- 3. 生体認証によるログインについて
 - (1) 生体認証機能による本人確認
- ①生体認証機能によるログイン時の本人確認は、本条項に定める方法により、お客さまが予めお客さまのスマートフォンに登録された生体情報(以下「登録生体情報」といいます。)を利用する操作を行うことで、当行はお客さまからの真正なログインの依頼とみなします。
- ②生体認証機能で利用できる生体情報の認証方式には指紋認証と 顔認証があります。ただし、生体認証機能は、お客さまのスマートフォンがそれら生体情報の認証方式に対応している場合に のみ用いることができます。また、お客さまのスマートフォン が生体認証機能に対応している機種であっても、当該スマート フォンの制約により、生体認証機能をご利用できない場合があ ります。
- ③生体認証機能は、スマートフォンにインストールしたワンタイムパスワードアプリを所定の手続きにて設定することで利用できます。
- ④生体認証によるログインは、お客さまのスマートフォンに予め 登録された生体情報(以下「登録生体情報」といいます)と、 ログイン時に都度入力された生体情報との照合の確実性を保証 するものではありません。
- ⑤登録生体情報はお客さまのスマートフォン内で管理しているため、当行は登録生体情報を取得せず、登録生体情報の管理責任を負いません。登録生体情報およびその保存されたスマートフォンは、制約者がお客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。
- ⑥登録生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正使用、またはス マートフォンの盗用、使用上の過誤、第三者の使用もしくは不

(新設)

- 正アクセス等によりお客さまに生じた損害について、当行は、 当行に責めがある場合を除き、一切責任を負いません。
- ⑦生体認証のスマートフォンへの登録後、スマートフォンの設定 その他のご利用環境の変更(お客さまの生体情報の変化等を含 みます)やワンタイムパスワードアプリのアップデート等によ り生体認証機能がご利用できなくなる場合があります。この場 合お客さまのスマートフォンへの生体認証情報の再登録や、再 度ワンタイムパスワードアプリにて生体認証機能の利用設定が 必要となる場合があります。ただし再登録後の生体認証機能の 利用を保証するものではありません。
- ⑧生体認証の照合が規定回数失敗するとロックがかかり、生体認証機能が利用できなくなります。ロックの解除方法はスマートフォンによって異なります。
- ⑨生体認証機能の利用の停止を希望する場合には、お客さまはワンタイムパスワードアプリ所定の手続きに従って生体認証機能を解除してください。
- ⑩当行は、当行所定の方法により事前に告知することでいつでも生体認証機能の提供を廃止することができるものとします。当行が生体認証機能の提供を廃止した場合、お客さまは、生体認証機能の利用ができなくなります。この場合、当行は生体認証機能の提供を廃止したことによりお客さまに損害等が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行は一切責任を負いません。
- ⑪当行は、生体認証機能が不正利用される恐れが生じた、または不正利用されたと認めるときは、当該お客さまに対する本サービスの利用停止の措置その他当行所定の措置をとることができるものとします。当行が本サービスの利用を停止した場合、お客さまは本サービスの利用ができなくなります。この場合、当行は、当行が本サービスの提供をすることが適切であると合理的に判断するまでの間、本サービスの利用停止を継続することができるものとします。当行が本サービスの利用停止その他当行所定の措置をとったことによりお客さまに損害が発生しても、当行に責めがある場合を除き、当行は一切責任を負いません
- (2) 生体認証ログインとは、本サービスの利用に際し、スマートフォンに搭載された生体認証機能を活用しお客さまの生体情報(指紋または顔)を用いることで、ログイン時の本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能に対応したスマートフォンでワンタイムパスワードソフトウェアトークンを利用する場合にのみ利用いただけます。なお、お客さまの登録生体情報はスマートフォン内で管理・保管されるものであり、当行がお客さまの登録生体情報を取得することはありません。
- (3) 生体認証ログインの利用開始お客さまが生体認証ログインの利用を開始する場合は、ソフトウェアトークンから当行所定に操作により、スマートフォンの生体認証機能を起動し、生体情報の登録と合わせ、ログインIDおよびログインパスワードを入力してください。当行は入力されたログインID、ログインパスワードが既に登録されているログインID、ログインパスワードとの一致を確認することでお客さまからの生体認証ログインの利用開始の依頼があったものとみなし、生体認証ログイン機能の提供を開始します。この操作以後、同一のスマートフォン内のソフトウェアトークンを経由し、生体認証機能を利用してログインする場合はお客さま自身によるアクセスであると判定し、ログインID、ログインパスワードの入力は不要とします。

(4) 生体認証ログインの利用選択

生体認証ログインおよびワンタイムパスワードを利用した通常どおりのログイン操作のどちらを利用するかは、ログインの都度、 選択することが可能です。

(5) 生体認証ログインの利用解除

生体認証ログインの利用を中止する場合は、ソフトウェアトーク ン上の当行所定の操作による利用解除手続きを行ってください。

なお、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は、上記(3)の操作を行ってください。

4. 手数料

ソフトウェアトークンの発行・更新手数料およびワンタイムパスワード利用手数料はかからないものとします。

5. 利用解除

- (1) お客さまがワンタイムパスワードの利用を解除する場合は、お客さまが利用画面上でワンタイムパスワード利用解除の手続きを行うことで、解除することができます。利用解除完了後は、お客さまの本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力は不要となります。
- (2) 利用解除後に再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、第18条第2項の手続きを行うものとします。ただし、この手続きが行えるのは、利用解除後、所定の期間経過後とします。
- (3) お客さま自身の操作でワンタイムパスワード利用解除ができない場合は、当行所定の方法により取り扱いします。
- (4) スマートフォンの機種変更を行う場合は、お客さまは事前 にワンタイムパスワードの利用解除を行うものとします。再度 ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、利用解除後、 所定の期間経過後再度第18条第2項の手続きとします。
- (5) 利用解除無しにスマートフォンの機種変更を行った等の理由で、利用者自身の操作でワンタイムパスワード利用解除手続きができない場合は、お客さまは当行所定の方法により届け出るものとします。受付後、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、利用解除後、所定の期間経過後の手続きとします。

6. 利用停止・利用停止解除

(1) ソフトウェアトークンの紛失・盗難・再発行

- ①ソフトウェアトークンをインストールしたスマートフォンの紛失・盗難によりワンタイムパスワードの利用を止めたい場合は、お客さまは速やかに当行あて連絡するとともに、当行所定の方法により届け出するものとします。当行は受付後、ワンタイムパスワード利用停止の手続きを行い、取扱を停止します。
- ②ソフトウェアトークン利用者がワンタイムパスワード利用再開 を希望する場合は、当行所定の手続き後、お客さまが第18条 第2項の手続きを行うものとします。
- (2) 当行が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当行 所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場 合は、ワンタイムパスワードは利用停止され、利用ができなく なります。利用停止を解除する場合は、お客さまは当行所定の 方法により届け出を行うものとします。
- (3) ソフトウェアトークン発行回数が当行の定める回数を超えた場合は、ソフトウェアトークンの発行規制を行い、新しいソフトウェアトークンの発行ができなくなります。発行規制を超えて発行を希望する場合は、お客さまは当行所定の方法により届け出を行うものとします。
- (4) お客さまは操作により、ワンタイムパスワード利用停止をすることができます。利用停止後は、お客さまの本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力は不要となります。なお、利用停止後にワンタイムパスワードの利用再開を希望する場合は、お客さまがワンタイムパスワード利用停止解除の操作を行うこととします。

7. 有効期限

ソフトウェアトークンは当行所定の有効期限があります。有効期限経過後はワンタイムパスワードのご利用が無い状態となりますので、安全にサービスをご利用いただくため、有効期限内に更新手続きを行ってください。

有効期限到来前に当行より所定の通知をしますので、お客さまはワンタイムパスワード表示画面より更新手続きを行うものとします。

8. 免責事項

ワンタイムパスワードの取り扱いにあたって事故等が発生した場合は、第7条、第8条、第12条の定めのほか、本項の定めによることとします。

- (1) ワンタイムパスワードおよびソフトウェアトークンはお客さま自身の責任において厳重に管理し、第三者に開示しないこととします。また、ワンタイムパスワードおよびスマートフォンの偽造、変造、盗用、不正使用があった場合は、お客さまは直ちに当行所定の方法により届け出ることとします。この届け出前にお客さまに損害・不利益が生じても、当行はその賠償責任を負いません。
- (2) 使用しているスマートフォンの不具合(生体認証機能を含む) 等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は賠償責任を負いません。
- (3) ワンタイムパスワードの利用停止解除、ソフトウェアトークンの発行制限解除、ワンタイムパスワードの利用解除後の再登録前に、ワンタイムパスワードの入力を必要とする取引ができなかったことに起因してお客さまに損害・不利益が生じても、当行はその賠償責任を負いません。

第 27 条(準拠法・合意管轄)

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店所在地の管轄裁判所とします。

第28条(準拠法・合意管轄)

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟につ いては、当行本店所在地の管轄裁判所とします。